

新型コロナウイルス感染症に係る宝塚市教育委員会対処方針

宝 塚 市 教 育 委 員 会

I 期間

- 令和 3 年(2021 年)9 月 13 日～9 月 30 日（緊急事態宣言）
改正 令和 3 年(2021 年)10 月 1 日～ （緊急事態宣言解除）
改正 令和 3 年(2021 年)10 月 28 日～
改正 令和 3 年(2021 年)12 月 1 日～
改正 令和 4 年(2022 年)1 月 7 日～
改正 令和 4 年(2022 年)1 月 19 日～
改正 令和 4 年(2022 年)2 月 9 日～
改正 令和 4 年(2022 年)3 月 26 日～ （3 月 21 日 まん延防止等重点措置解除）
改正 令和 4 年(2022 年)5 月 16 日～
改正 令和 4 年(2022 年)6 月 1 日～
改正 令和 4 年(2022 年)11 月 28 日～
改正 令和 5 年(2023 年)4 月 1 日～5 月 7 日（廃止）

II 基本方針

「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等を基本的な感染対策を実施したうえで教育活動を行う。

III 感染防止対策

1 感染源を絶つこと

(1) 健康観察の徹底

園児児童生徒（以下「児童等」という。）は、毎日、登校前の家庭における健康観察を徹底するよう保護者に依頼し、下記(ア)から(コ)の各項目のいずれかに該当する症状がある場合は自宅で療養するよう保護者へ依頼する。（出席停止扱い）

ただし、基礎疾患等により、日常的に各項目のいずれかの症状がある場合は、別途、かかりつけ医に相談しておくよう保護者へ依頼する。

登校園後に実施していた学校園による健康観察は不要とし、健康観察カードも廃止する。

(ア) 発熱（普段の体温より高い状態（38℃以上は明らかな有熱、37℃以上は本人の感覚か保護者の判断による））がないか（かかりつけ医に相談）

(イ) 普段より強い咳症状はないか（かかりつけ医に受診）

(ウ) 普段よりも強い呼吸困難（息苦しさ）はないか（かかりつけ医に受診）

(エ) 安静にしても全身倦怠感（しんどさやだるさ）はないか（かかりつけ医に相談）

(オ) 咽頭痛はないか（かかりつけ医に受診）

(カ) 普段よりも強い鼻汁、鼻づまりがないか（花粉症等の症状を除く）（耳鼻科に受診）

(キ) 味覚や嗅覚に異常はないか（耳鼻科に受診）

(ク) 腹痛、下痢、頭痛、めまいなどがないか（かかりつけ医に受診）

(ケ) その他、平常と異なる体調異常がないか（かかりつけ医に受診）

(コ) 同居家族で上記(ア)～(ケ)の症状がないか

(2) 発熱等の風邪症状がある場合の出席停止

児童等に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合は自宅で療養する。（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）

また、同居する家族に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後の副反応を含む）がある場合も自宅での健康観察とする。（学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置）

なお、児童等及び同居する家族が医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の

疾病と診断した場合は、出席停止を解除する。

(3) 児童等又は同居する家族が感染又は濃厚接触者に指定された場合の出席停止

- ① 児童等が感染した場合は、保健所又は医療機関（以下「保健所等」という。）が指定する日まで出席停止とする。
- ② 児童等が濃厚接触者に指定された場合は、保健所等が指定する日まで出席停止とする。
- ③ 同居する家族が感染した場合は、保健所等が指定する日まで出席停止とする。
- ④ 児童等が保健所等が実施する任意のPCR検査等を受けた場合は、検査を受ける意思表示をした日から検査により陰性が確認される日まで出席停止とする。

(4) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の取扱い

保護者から感染が不安で休ませた場合は欠席扱いとする。

2 感染経路を絶つこと

(1) 手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて児童等に理解させ、手指で目、鼻、口を出来る限り触らせないうよう指導し、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。

(2) マスクの着用の取扱い

- ① 児童等、教職員ともに、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ② 登下校で公共交通機関（電車・バス）を利用している児童等、教職員は、通勤ラッシュ時に混雑している場合はマスクの着用を推奨する。
- ③ 基礎疾患があるなど、様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上等の理由により着用できない児童等もいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにすること。また、児童等の間でも、着用の有無による差別や偏見等がないように適切に指導すること。
- ④ 学校教育活動中で、「感染リスクが比較的高い教育（学習）活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染防止対策（十分な換気や大声での会話は控える等）を講じること。
- ⑤ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童等に指導すること。

(3) 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童等の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要である。

通常の清掃活動（トイレ掃除を含む）は児童等が行うこととする。

3 重篤化のリスクの高い児童等への対応

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解を確認し、学校園と相談して、欠席する場合は出席停止扱いとする。

IV 臨時休業の実施の考え方

1 児童等及び教職員に感染が確認された場合

季節性インフルエンザに準ずる取り扱いとする。

2 臨時休業の期間

季節性インフルエンザに準ずる取り扱いとする。

3 登校後の閉鎖

登校後に学級閉鎖等の実施を決定した場合、給食実施日は、可能な限り給食時間を早め、給食終了後に下校させる。

V 児童等及び教職員に感染が判明した場合の保護者への公表

児童等及び教職員に感染が判明した場合、季節性インフルエンザに準じて非公表とする。

VI 教育活動

1 登校形態

感染予防対策を徹底したうえで、通常の登校園とする。

2 教育活動

(1) 各教科共通

① 「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等を励行する。

② グループワークを実施する場合、近距離で一斉に大きな声で話す活動は避けること。

(2) 理科

グループで行う実験や観察を実施する場合は、大声での会話は控え、触れ合わない程度の距離を空けておくこと。

(3) 音楽

リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏を実施する場合は、可能な限り換気を行うこと。

また、歌唱活動をする際には、前後方向及び左右方向ともに出来るだけ間隔を空け、向かい合っの歌唱は控えること。

(4) 図画工作、美術等

グループで行う制作や観察を実施する場合は、大声での会話は控え、触れ合わない程度の距離を空けておくこと。

(5) 家庭科、技術・家庭

グループで行う活動は、大声での会話は控え、触れ合わない程度の距離を空けておくこと。また、調理実習を実施する場合の調理中はマスクを着用し、試食時は、大声での会話は控え、座席を向かい合わせにする場合は、出来る限りの距離を確保すること。

(6) 体育、保健体育

出来る限り屋外で実施することとし、屋内で実施する場合は十分に換気を行うこと。

(7) 給食

児童等が向かい合って食べることがなく、全員が同じ方向を向いて食べること。大声での会話を控えるなどの対応を徹底すること。このほか、配膳やお替りは児童等が行っても良いこととする。

(8) 休み時間

屋外から教室に戻る前には必ず手を洗うよう徹底する。

3 校外から多くの人が来校する行事

校外から大人数を呼び込むような校内行事（入学式等）を実施する際には、マスクの着用は求めないこととするが、体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知すること。

また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るとともに十分な換気を行うこと。

なお、参観日は、参加する保護者は会話をしないことから、人数制限は設けず、換気を徹底して実施すること。（保護者へのマスク着用は求めない）

4 校外活動（泊を伴う活動を含む）

公共交通機関（電車、路線バス、新幹線、飛行機等）及び貸切バスを使用する場合において、指定された座席数の範囲内で着席できる場合はマスクの着用を求めないこととする。

また、泊を伴う活動の場合は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染が確認された場合の対応などを十分に確認した上、感染予防対策を徹底して実施するとともに、市教育委員会が策定した「修学旅行実施に係る指針」を参考に感染予防対策を徹底すること。

※ 泊を伴う活動に係る日数については、別途通知する。

5 部活動

① 「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底した上で部活動（練習試合、合宿等を含む）を実施する。

② 学校外での活動等は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、移動方法、活動中に感染が確認された場合の対応などを十分に確認した上で、上記①の感染予防対策を徹底して実施する。

③ 活動日及び活動時間は、平日は1週間当たり4日以内とし、1日当たり2時間程度とする。土曜日及び日曜日は、いずれか1日とし、1日当たり3時間程度とする。祝日に活動する場合も3時間程度とする。（大会や練習試合等を除く。）

④ 中体連などの公式大会等では、事前の健康管理や各競技団体のガイドライン等を踏まえた感染予防対策を徹底して実施すること。